様式第14号（第５条関係）

令和５年　　月　　日

令和５年７月２３日執行雫石町議会議員選挙

　　候補者

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 契約の相手方の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名） |  |
| 作成枚数 | 枚 |
| 作成金額 | 円 |
| 当該選挙におけるポスター掲示場数 | ７６箇所 |

備　考

　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

　２　ポスター作成業者が雫石町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、雫石町に支払を請求することはできません。

　４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　　(1) 枚　数　　当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する枚数

　　(2) 限度額

＝ 1枚当たり単価（1円未満の端数切上）

　　　　　541円31銭×ポスター掲示場数＋316,250円

　　　　　　　　　ポスター掲示場数

　　　1枚当たり単価×確認された作成枚数（ポスター掲示場数の範囲内）＝限度額

　５　「作成金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。